

○教育庁公正入札調査委員会設置要領

平成12年 2月 7日
制 定

1 目 的

教育庁が発注する建設工事、建設工事に係る測量及び建設コンサルタント等業務の入札の適正を期し、公正取引委員会及び沖縄県警察（以下「公正取引委員会等」という。）との連携を図りつつ、入札談合に関する情報又は入札談合に関連する事実（以下「談合情報等」という。）に対して的確な対応を行うため、教育庁に公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 調査審議事項

委員会は、談合情報等があった場合に、次に掲げる事項を調査し審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会等への通報、事情聴取の実施及び事情聴取項目の内容、入札の延期その他談合情報等があった場合の対応。
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応。

3 委員会の構成

- (1) 委員長は、教育長をもって充てる。
- (2) 委員は、教育管理統括監、総務課長、施設課長、施設課技術調整監及び当該工事の主務課長をもって充てる。

4 職 務

- (1) 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- (2) 委員長に事故があるとき又は委員長がやむを得ない理由があると認められた時は、教育管理統括監がその職務を代理する。

5 会 議

- (1) 委員長は、談合情報等があった場合は、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができないときは、書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。
- (2) 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- (3) 委員会は、委員の過半数をもって成立し、議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

6 事務局

委員会の事務局は、施設課に置くものとする。

附 則

この要領は、平成12年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。